

施設基準等に関する条例制定について

1 趣旨

介護保険法の一部改正で介護保険施設等の指定基準等は都道府県（指定都市又は中核市）条例により定めることとされました。このため、本市では国の基準省令を踏まえ、介護保険施設等の指定基準等を条例及び規則として策定しました。

2 条例の概要

原則として国の基準省令を踏襲していますが、一部市独自の基準を盛り込んでいます。

〈市独自基準の概要〉

基準の種類	国基準の概要	市独自基準の概要
指定介護老人福祉施設「居室定員」	1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者相互のプライバシーの保護その他の入所者の尊厳の保持等に配慮されたものであって市長がやむを得ないと認めた場合は、4人を上限とする。
指定地域密着型介護老人福祉施設「居室定員」	1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者相互のプライバシーの保護その他の入所者の尊厳の保持等に配慮されたものであって市長がやむを得ないと認めた場合は、4人を上限とする。

※ 条例は、市ホームページの「福山市例規集」内に掲載しています。

3 条例・規則施行日

2013年（平成25年）4月1日

4 解釈通知について

条例の趣旨及び内容は、原則として厚生労働省の解釈通知と同様となります。